

監 査 報 告 書

学校法人 桐蔭学園

理事会 御中

令和7年5月31日

学校法人 桐蔭学園

監事 野澤 康隆



監事 飯塚 良成



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人桐蔭学園寄附行為第14条の規定に従い、学校法人桐蔭学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)の本学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行うにあたり理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取するとともに、EY 新日本有限責任監査法人から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を受けるなど、本学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるにあたり必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、本学校法人の業務に関する決定及び執行は適切な手続を経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。また、計算書類及び財産目録は、本学校法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認める。

また、令和6年度の業務監査として、図書センターの今後の方向性、管理・運用状況について監査を実施したが、本学校法人から今後の方向性に対応策について説明受け、認識された課題に対して取組を実施することが明らかにされた。

以上